外来生物法の改正と残された課題

中井 克樹

(滋賀県立琵琶湖博物館 特別研究員)

2度目の改正となった外来生物法は、2023年4月に全面施行された。改正された点は大きく3点あり、ヒアリ等を想定して「要緊急対処特定外来生物」が新設され対策がより強化されたこと、特定外来生物の防除について地方公共団体(都道府県・市町村)に対する責務規定が明記されたこと、飼育者が相当に多いと推定されるアメリカザリガニとアカミミガメを想定して、飼養等に対する規制を当面の間行わない「条件付特定外来生物」という扱いが可能となったことである。さらに、衆参両院の環境委員会で法案が審議される過程で、法律の条文の末尾に複数の「附帯決議」が添えられることになり、ブラックバス問題の解決に向けた対策の強化も盛り込まれたことは、大きな成果であったと受け止めている。

アメリカザリガニとアカミミガメを条件付特定外来生物に指定することは、輸入や販売が無くなり「蛇口を閉める」という効果が大きい。その一方で、法的に防除の対象に組み込まれたことから、行政の対応次第では、善意の協力者が新たな苦境に追い込まれる事態が想定されるようにもなった。例えば、アカミミガメが特定外来生物だと知って、駆除の目的で捕獲して行政窓口に届けた者は、そこで受け取ってもらえない場合には、すでに捕獲地点から窓口までの間の運搬行為を行っているためその個体を飼養等している状態となり、野外に戻すことは違法行為となってしまう。そして、残された選択肢として、そのまま自分で飼育を続けるか、自力で新たな飼育者を見つけて譲渡するか、自ら殺処分するかを迫られることになる。窓口の担当者次第でもあるが、善意の防除協力者を苦境に追い込んでしまうことがないような配慮を行き渡らせるような措置が、積極的に求められるように思える。

また、アメリカザリガニやアカミミガメを駆除するには、水中に罠を仕掛けて捕獲する手法が検討されることが多いが、罠はたいてい魚類を捕獲するための漁具が転用されることになる。そうした漁具は、たいていの場合都道府県で一般での使用が禁止されているため、漁業調整規則に従って「特別採捕許可」を取得して、使用禁止の適用除外をしてもらって使用する必要がある。ところが、特別採捕許可を認める条件として条文で例示されている採捕の目的は、すべての都道府県の規則を確認したわけではないが、試験研究、教育実習、増養殖のための種苗確保となっており、外来種の捕獲は含まれていない。これも担当者の判断次第なのだろうが、外来種の駆除を前面に出した許可は得にくいとの話も、外来生物法施行時から継続することであるが、相変わらず耳にする。かつてブラックバス類、ブルーギルの密放流の横行を抑えるべく、水産庁は都道府県に対して漁業調整規則でこれらの魚種の移植を禁じるよう、長官通達が出されたことがある。水産庁を含む農林水産省は外来生物法を所管する省庁でもあり、旧態依然とした都道府県の漁業調整規則の条文に、特別採捕許可の条件として外来種の捕獲を盛り込むことによう都道府県に促すことで、外来生物法に基づく多くの主体による駆除活動を円滑に進められるよう、対応ができないものかと考える。

「外来魚問題」の解決のために外来生物法の果たした役割は、生きた個体の所持を禁止することにより密放流に対して一定の抑止力を持った点で、大きな前進であったことは間違いない。 しかし、近年のコクチバスの全国的な急拡大の傾向を見ても、残念ながら意図的放流が十分に

抑止できている状況にないのも事実である。その背後には、違法に放流されたものであっても、 一旦居る状況ができてしまえば、そこに居る魚は自由に釣って楽しむことができるという、ま さに外来生物法の施行前から問題点として指摘されていた「入れた者勝ち」の状況に対して、 何ら対応が取られないままであることがある。そもそもブラックバス問題をもたらしたバス釣 りへの対応として、外来生物法では釣り上げたブラックバスをその場で逃がす行為、すなわち キャッチ・アンド・リリースは、対象生物が特定外来生物に指定されていても、新たに特定外 来生物の個体を放出することにはならないという考え方に基づき、法規制の対象とはならない ことが強調され、バス利用者側の反対気運を収めようとした経緯があった。捕獲した個体を即 座に逃がす行為を認めた背景には、哺乳類等を錯誤捕獲した場合への救済措置として検討され たものであり、あくまでも特定外来生物の個体が想定対象外の生物として捕獲されたことへの 配慮であった。一方、バス釣りの場合は、特定外来生物の個体を狙って捕獲し、しかも駆け引 きを楽しむ行為である。捕獲した個体をすぐに手放す行為は、新しい個体を放つわけではない ので、現状を悪化させることにならないという、個体の収支という点では共通しているとして、 「考え方」は整理されている。しかし、捕獲する側の事情はまったく異なっており、それが、ブラッ クバス問題の特殊事情としての個体の有効利用を容認することにつながり、ひいては数ある特 定外来生物のなかで、唯一あからさまな違法行為が継続している状況が、放置されている背景 となっている。また、釣りという行為は、対象となる個体と利用者が釣り竿と仕掛けを介して 繋がっており、対象個体を水面から引き上げる瞬間には対象種が特定され、短時間ではあれ特 定外来生物を釣り具で吊り下げている状態となり、直接的な所持ではないとはいえそれに類似 した状況にあるともいえる。いずれにせよ、特定外来生物の個体をほとんど制約なく、自由に 利用して楽しめる状況を変えることが、改正法のブラックバスをめぐる状況の改善のために必 要ではないだろうか。